

- (6) このような「方針」からすれば、小倉浄水場の「原水」等も問題になりますが、貴職は小倉浄水場等についても廃止すべきだと考えておられるのでしょうか？
- (7) 「自己水の確保」＝地下水の活用・保全を行政課題としている『第4次宇治市総合計画』も変更するべきだと考えておられるのでしょうか？

<質問2> 「ポンプ交換」問題について

2月6日の揚水ポンプの一時停止事故をうけて、私たちは、先に貴職に対しポンプ交換を求める要望書を提出しました（2月27日）。議会でもこの問題が採り上げられましたが、貴職は、「交換は日常の点検範囲ではなく、休止理由の一つである施設の老朽化更新費用の問題で……できない」と答弁しています（城南新報3月3日）。

- (1) 「メンテナンスの範囲外」と主張されますが、平成19年3月の神明浄水場のポンプ交換の場合には「修繕」として扱われたのではありませんか？
- (2) 神明浄水場のポンプ交換は、予算計上されていませんでしたが、「緊急案件」として、市の財務規則や業者選定委員会設置規程に違反してまで、直ちに取替工事が発注されました。そして、後に「水道事業費用」（款）中、「原水及び浄水費」（目）の「修繕費」（節）として処理されています。

このケースと比較して、どうして開浄水場のポンプ交換だけが「メンテナンスの範囲外」なのでしょう？ 私たちには全く理解できません。

- (3) 神明浄水場のポンプ取替工事で使用されたポンプは、実は開浄水場のために購入されていたものでした。

それは平成18年度予算に計上され、議会の議決を受けて同年9月に購入され、開浄水場の「資産」として資産台帳にも登録済みのものでした。ところがこのポンプは数ヶ月にわたって放置され、翌年3月に開浄水場の「資産」とされたまま神明浄水場の工事に流用されてしまいました。

法的にも問題がある、このような異常なやり方によって、私たちは開浄水場の「資産」を失うことになってしまったのです。

現在、私たちがポンプのことで日々悩まなければならなくなったこの経緯については、是非とも納得のいく説明を頂きたいと思います。

以 上